

令和8年第2回(3月)辰野町議会定例会会議録(第1日目)

1. 招集告示年月日 令和8年2月25日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 令和8年3月2日 午前10時00分
4. 議員総数 14名
5. 出席議員数 14名

1番	樋口博美	2番	林政美
3番	牛丸圭也	4番	吉澤光雄
5番	古村幹夫	6番	松澤千代子
7番	栗林俊彦	8番	高木智香
9番	小澤睦美	10番	本田光陽
11番	向山光	12番	小林テル子
13番	津谷彰	14番	舟橋秀仁

6. 会議事項

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 議案第1号 令和8年度辰野町一般会計予算 |
| 日程第4 | 議案第2号 令和8年度辰野町上水道事業会計予算 |
| 日程第5 | 議案第3号 令和8年度辰野町下水道事業会計予算 |
| 日程第6 | 議案第4号 令和8年度辰野町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第7 | 議案第5号 令和8年度辰野町国民健康保険診療所特別会計予算 |
| 日程第8 | 議案第6号 令和8年度辰野町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第9 | 議案第7号 令和8年度町立辰野病院事業会計予算 |
| 日程第10 | 議案第8号 令和8年度辰野町地域情報告知システム特別会計予算 |
| 日程第11 | 議案第9号 令和8年度辰野町介護保険特別会計予算 |
| 日程第12 | 議案第10号 辰野町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第11号 辰野町宿泊税交付金基金条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第12号 辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第15 | 議案第13号 辰野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第16 | 議案第14号 辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について |
| 日程第17 | 議案第15号 辰野町営バス設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第18 | 議案第16号 辰野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について |

- 日程第 19 議案第 17 号 辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
 日程第 20 議案第 18 号 辰野町子育て支援センターつどいの広場設置条例の一部を改正する条例について
 日程第 21 議案第 19 号 辰野町使用料条例の一部を改正する条例について
 日程第 22 議案第 20 号 辰野町林野火入れに関する条例の一部を改正する条例について
 日程第 23 議案第 21 号 令和 7 年度辰野町一般会計補正予算（第 12 号）
 日程第 24 議案第 22 号 令和 7 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
 日程第 25 議案第 23 号 令和 7 年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
 日程第 26 議案第 24 号 令和 7 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
 日程第 27 議案第 25 号 令和 7 年度通学路緊急対策交通安全事業町道 8 号線工事請負契約の変更について
 日程第 28 議案第 26 号 辰野町第 6 次総合計画後期基本計画について
 日程第 29 報告第 1 号 専決処分の報告について
 報告第 2 号 令和 6 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について
 日程第 30 請願・陳情について

7. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	武 居 保 男	副町長	中 谷 俊 禎
代表監査委員	中 村 文 昭	総務課長	三 浦 秀 治
まちづくり政策課長	高 津 稔	D X ・地方創生担当課長	赤 羽 謙 一
住民税務課長	桑 原 高 広	保健福祉課長	矢 島 秀 教
子育て応援課長	高 倉 健一郎	産業振興課長	丸 山 貴 之
商工観光担当課長	菅 沼 隆 之	建設水道課長	熊 谷 健 司
会計管理者	上 島 淑 恵	学校支援課長	竹 村 智 博
学びの支援課長	福 島 永	辰野病院事務長	桑 原 さゆり

8. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長	菅 沼 由 紀
議会事務局庶務係長	原 梢

9. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 2 番	林 政 美
議席 第 3 番	牛 丸 圭 也

10. 会議の顚末

○議会事務局長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議 長

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、これより令和 8 年第 2 回 3 月辰野町議会定例会を開会いたします。欠席の届け出ですが、宮澤教育長より公務のため提出されておりますので報告いたします。直ちに本日の会議を開きます。ここで議長の諸般の報告を行います。文書報告とし、お手元に配付してありますので、後ほどご覧いただきたいと思います。続いて議事に入ります。本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりであります。第 2 回定例会招集にあたり町長より挨拶を受けます。

○町 長

皆さんおはようございます。本日ここに令和 8 年第 2 回辰野町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、時節柄ご多用のところご出席を賜り感謝申し上げます。さて、今年も 1 月 30 日に毎月人口異動調査に基づく昨年 1 年間の長野県の人口増減数が発表されました。県全体では年間 1 万 6,235 人の減、24 年連続で減少し自然増減は 22 年連続減、一方、社会増減は 4 年連続の増加となりました。辰野町については年間 324 人減少となりました。内訳は、社会増減で 114 人減少、自然増減は出生 65 人、死亡 275 人、差し引き 210 人となり少子高齢化に伴う大きな減少となりました。まちづくり政策課の分析では、上伊那市町村で比べると年齢のボリュームゾーンで辰野町は 75 歳から 79 歳の老年人口が多いのに対し、他の市町村は 45 歳から 54 歳までの生産年齢にボリュームゾーンが多くなっているということです。当町の社会増減において、特に伊那市や箕輪町からの転出転入が多い状況にあり、併せて塩尻市への転出が増加傾向にあります。県内においては、社会減が多い市町村として辰野町は挙げられています。進学による上京、就職の機会、マイホームの取得など特に若者が人生の節目にあたり、町を離れ転出していく傾向にあることがわかってきました。こうした結果をふまえ対応策を鋭意検討し、取り組んでまいりたいと考えています。策定される後期基本計画に基づき、人口減少対策に取り組んでまいりたいと考えています。令和 8 年度当初予算については、議案第 1 号から第 9 号の提案説明でもご説明しますが、第 6 次総合計画後期基本計画の初年度となります重要な 1 年となります。人口減少や厳しい財政状況の中でも、子どもから高齢者まで誰もがいきいきと暮らすことができる町、町内外の人や企業が集い、活気を生み出す町を目指し、町の価値を追求し未来へ繋ぐ予算としました。物価高騰対策、5 歳児健康診査を始めとした子ども子育て環境の強化、松くい虫被害防

除、町内企業の振興そして複雑化・複合化した課題を抱える方を包括的に支える重層的支援体制の整備を行ってまいります。今後の町の将来を見据えた改革を進めてまいりたいと考えておりますので、議員各位をはじめ町民の皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げます。さて、今定例会にご提案申し上げます議案は、令和 8 年度の一般会計予算と特別会計予算 9 件、条例の制定 2 件、一部改正 9 件、令和 7 年度の補正予算 4 件、契約締結議案 1 件と辰野町第 6 次総合計画後期基本計画の合計 26 議案と報告事項 2 件であります。なお最終日に本年 2 月 8 日執行の衆議院議員総選挙に関する費用の精算にあたり、予算組み替えの必要性から一般会計補正予算 1 件、1 議案を追加議案として提案させていただく予定ですので、よろしくお願いいたします。提案時それぞれ説明申し上げますので、原案可決、同意くださいますようお願い申し上げます、定例会招集にあたっての挨拶といたします。よろしくどうぞお願いいたします。

○議 長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 122 条の規定により、議席 2 番、林政美議員、議席 3 番、牛丸圭也議員を指名いたします。日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。議会運営委員長より、委員会における協議結果の報告を求めます。

○議会運営委員長（樋口）

皆さん、おはようございます。去る 2 月 25 日に議会運営委員会を開催し、令和 8 年第 2 回辰野町議会 3 月定例会の会期並びに審議日程について協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。2 月 25 日辰野町告示第 7 号による辰野町長より、3 月定例会を 3 月 2 日に招集する旨の告示されたことを受け、委員全員、正副議長同席のもと、3 月定例会の会期並びに審議日程など議事運営について慎重に協議を行い、全委員一致して決定いたしました。会議日程(案)並びに協議内容の詳細につきましてはお手元に配付した会期日程(案)のとおりですので、全議員のご賛同いただきますようお願い申し上げます、議会運営委員長の報告といたします。

○議 長

お諮りいたします。本定例会の会期並びに議事運営につきましては、議会運営委員長の報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日より 3 月 17 日までの 16 日間と決定いたしました。日程第 3、議案第 1 号、令和 8 年度辰野町一般会計予算から日程第 11、議案第 9 号、令和 8 年度辰野町介護保険特別会計予算までの 9 議案を一括議題といたします。町長より各会計の予算編成の概要について説明を求めます。

○町 長

令和 8 年度辰野町一般会計及び特別会計の予算案を提案するにあたり、予算編成の概要を申し上げます。令和 8 年度一般会計予算の総額は 100 億 5,000 万円で、前年度当初予算と比較して 3 億円、2.9%の減となりました。歳入について町税は町民税、固定資産税、入湯税の増収、軽自動車税、町たばこ税、都市計画税の減収を見込みました。当分の間税率及び環境性能割の廃止に伴う地方譲与税、軽自動車税、環境性能割交付金の減収分は、同額を国が補填する地方特例交付金へ計上しました。地方交付税は地方財政計画と交付実績から増額を見込みました。その他交付金は地方財政計画及び令和 6 年度実績と前年度の収入見込み額をもとに算定しています。一般財源の不足分は、財政調整基金等の取り崩しにより対応します。歳出は、辰野町第 6 次総合計画における 6 つの基本目標と行財政改革を根底に、実施計画にある緊急性の高い事業と各課が選択した重要度の高い事業を中心に計上しました。主なものを説明しますと、1. 「ホテルが飛び交う自然豊かな町」としては、役場庁舎周辺の照明 LED 化を行い、ゼロカーボンを推進します。また、サイクルツーリズムの推進と新たな観光資源掘り起こしのため、地域おこし協力隊を増員します。2. 「みんなが活躍できるまち」としては、JR 東日本中央本線辰野支線利用促進イベントの開催、地域課題解決に向けたよりあい事業補助金、集落支援員による地域づくりの支援、アプリを利用した町の情報発信を行います。3. 「いつまでも健やかに暮らし続けられるまち」としては、障がいをお持ちの方の生活、社会活動を福祉サービス等により支援します。複雑化・複合化した課題を抱える方に包括的で、途切れない支援を行う重層的支援体制を整備します。各種健診の受診率向上、重症化予防のための生活指導のほか、新たに妊婦への RS ウイルスワクチンの定期予防接種を開始、おたふく風邪の予防接種、助成対象に高校 3 年生を加えたインフルエンザワクチン予防接種費用の一部を助成します。物価高騰対策として、住民税非課税世帯等のエアコン設置、公立病院の食材料費及び光熱費を補助します。4. 「次代を担う人材が育つま

ち」としては、言語の理解能力や社会性が育つ時期に子どもの特性に気づき、適切な支援につなげるため 5 歳児健康診査を始めます。子どもの意見を聞く「こども意見ひろば」を開催、小学校の学校給食費保護者負担分をさらに軽減します。校内教育支援センターを設置し、登校や教室に入ることが難しい児童生徒に新たな学びの場を提供します。町民会館の外壁防水改修工事、中央保育園の外壁塗装及び遊戯室空調設備設置工事を実施するなど、子育て支援・環境を整備します。物価高騰対策として中学校給食費の物価高騰分の補助、学生支援として通学定期券等の一部補助、学生エール便、デジタルギフトの配布を行います。5. 「活力と魅力のあるまち」としては、町内企業の振興のため仕事の受注を融通し、支え合う企業総合受発注グループの創設、次世代経営者同士の交流機会の提供、辰野高校・豊南短大の学生を対象にした町内企業訪問を行います。クマ被害防止のためゾーニングの導入、松くい虫被害市町村として松枯損木の早期発見・駆除にさらに力を入れ、被害拡大を防止します。物価高騰対策として、農業者・事業者支援、町内店舗で利用可能な電子クーポンによるデジタルプレミアム商品券を発行します。6. 「安全で快適に暮らし続けられるまち」として、将来のまちの価値向上に向け、都市計画マスタープランの改定と立地適正化計画の策定に取り組みます。消防団へ可搬消防ポンプを配備するほか、広域避難所へ空調設備を設置します。また、企業の寄付活動を活用して荒神山公園へ桜の植樹と保全活動を行います。幹線道路の整備として、町道 77 号線舗装補修工事、町道 8 号線の歩道整備と擁壁工事等を実施します。物価高騰対策として、4 箇月分の水道料金の基本料金を無償化します。7. 「未来志向の行財政改革」としては、税公金セルフ収納処理機を設置し業務の効率化を図ります。町の伝票処理に電子決済を導入し、決済の迅速化とペーパーレス化を進めます。議会全員協議会室の音響設備を改修します。このほか小中学校一人 1 台端末の更新、保育園行事食の主食費補助、こども誰でも通園制度の本格実施と子ども子育て支援のほか、町内道路の改良舗装、橋梁の補修工事、学校施設等公共施設の改修を実施します。次に、特別会計は 8 会計で 94 億 2,901 万 6,000 円、前年度当初予算と比較して 1.2%の増額となりました。主な会計について申し上げます。上水道事業会計では、安心安全で廉価な水道水の安定供給のため、施設の適正な維持管理に努め、管路を含む各施設の更新改良工事を計画的に進めてまいります。主な事業として羽北中区新水源施設整備実施設計業務委託、旭配水池送配水管布設替工事を行います。下水

道事業会計では、生活基盤インフラとして安定した下水処理推進のため、施設の長寿命化事業を計画的に進めるとともに、適正な維持管理を行い良好な水循環保全に努めてまいります。下水道管路施設点検調査を実施します。国民健康保険特別会計では、被保険者が減少傾向である一方、高齢化や医療の高度化により医療費の伸びが見込まれるため、医療費適正化の取り組みを積極的に行い、安定的な財政運営に努めてまいります。町立辰野病院事業会計では、持続可能な地域医療体制を確保するため、安定した経営体制の確立や、地域との信頼関係強化など地域に愛され、信頼される病院となるよう、職員が総力を挙げて取り組んでまいります。介護保険特別会計では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制づくりの充実・強化に努めてまいります。以上、令和 8 年度辰野町一般会計、特別会計予算案の概要を申し上げます。厳しい財政状況が続いておりますが、予算の効率的運用を図り最少の経費で最大の効果が得られるよう、予算執行に努めてまいります。辰野町第 6 次総合計画、後期基本計画の初年度となる令和 8 年度予算は、物価高騰対策、5 歳児健康診査を始めとした子ども子育て環境の強化、松くい虫被害防除、町内企業の振興、複雑化・複合化した課題を抱える方を包括的に支える重層的支援体制の整備等を行います。さらに、将来の町の価値向上に向け、都市計画マスタープランの改定と立地適正化計画の策定に取り組みます。人口減少や厳しい財政状況の中でも、子どもから高齢者まで誰もがいきいきと暮らすことができるまち、町内外の人や企業が集い活気を生み出すまちを目指します。総合計画に掲げられたまちの将来像「一人ひとりの活躍が作り出す 住み続けたいまち」の実現に向け、辰野町の価値を追求し、未来へつなぐ予算としました。以上、各会計の予算編成の概要を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。なお詳しくは予算説明書、予算参考資料をご覧ください、ご審議の参考にしていただければ幸いです。

○議 長

これより各会計の予算について質疑を行います。委員会に付託する関係もございいますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。本予算議案につきましては、会議規則第 37 条の規定により、各常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、予算関係議案、議案第 1 号から第 9 号までの 9 議案は、お配りしてあります各常任委員会関係議案付託一覧表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。日程第 12、議案第 10 号、辰野町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○子育て応援課長

議案第 10 号、辰野町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について提案理由を申し上げます。児童福祉法の一部改正に伴い、保育所等を利用していない乳児等の健やかな成長を支援するための乳児等通園支援事業、通称「こども誰でも通園制度」が創設されました。本案は、児童福祉法の規定に基づき、辰野町において当該事業を行う事業者が遵守すべき設備及び運営に関する基準を定めるものであります。乳児等通園支援事業は、令和 8 年度より全市町村において実施する事業で、生後 6 箇月から満 3 歳未満の児童が利用でき、子育て世帯の多様なニーズへの対応につながる事業とされます。月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で保育園等を利用できる制度であります。内容として、利用定員に応じた職員の配置や保育を行う場所の構造、衛生管理、事故発生時の対応などの基準を定め、もって児童の安全かつ適切な処遇の確保を図ろうとするものであります。この条例は、公布の日から施行します。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。以上であります。

○議 長

議案第 10 号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございしますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。ただいま議題となっています議案第 10 号は、福祉教育常任委員会に付託することにしたいと思いますがご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 10 号は、福祉教育常任委員会に付託することに決しました。日程第 13、議案第 11 号、辰野町宿泊税交付金基金条例の制定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○商工観光担当課長

議案第 11 号、辰野町宿泊税交付金基金条例の制定について提案理由を申し上げます。長野県宿泊税条例が施行され、町に対しても観光振興等に必要な経費に交付金が交付されることとなり、その交付金を当面基金として積み立てておくため、地方自治法第 241 条に基づき、条例を制定するものであります。長野県では今年の 6 月 1 日から県内の旅館、ホテル、民泊等に宿泊した方に宿泊税を課税することになりますが、その税収の一部が観光振興等に必要な経費として、各市町村に交付されることとなります。辰野町では、具体的な観光振興の事業について、今後検討してまいるところであります。それまでの間、基金に積み立てしておきたいと思っております。この条例は、長野県宿泊税条例の施行に合わせて、令和 8 年 6 月 1 日から施行したいと思っております。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。以上です。

○議 長

議案第 11 号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございまして、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。ただいま議題となっています、議案第 11 号は総務産業常任委員会に付託することにしたいと思いますがご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 11 号は、総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第 14、議案第 12 号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例

の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第 12 号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。人事院規則の改定を受け、令和 8 年 4 月 1 日以降の職員の給与手当等を改正するものであります。新旧対照表の 1 ページをご覧ください。第 23 条の 2 第 2 項、管理職員特別勤務手当の対象時間を週休日等以外の日の午前 0 時から午後 10 時に拡大するものであります。第 23 条の 2 第 3 項、100 分の 150 に該当する対象を第 2 項にも拡大する改正となります。各条例とも施行日は令和 8 年 4 月 1 日からであります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

議案第 12 号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。ただいま議題となっています、議案第 12 号は総務産業常任委員会に付託することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 12 号は総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第 15 号、議案第 13 号、辰野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第 13 号、辰野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。会計年度任用職員の待遇改善のため、一般職の改定に合わせて、会計年度任用職員の期末手当等の支給率を改正するものです。期末手当の支給率を 100 分の 126.25 に改正し、本年度当初の支給率より年間 0.025 月分引き上げます。勤勉手当の支給率は、フルタイムの会計年度任用

職員については 100 分の 106.25 に改正し、本年度当初より年間 0.025 月分引き上げますが、パートタイム会計年度任用職員については、近隣市町村の動向に合わせて据え置きとします。なお、給料は一般職と同じ給料表を用いるため、実質は一般職同様の引き上げとなります。各条例とも施行日は令和 8 年 4 月 1 日からです。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

議案第 13 号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございまして、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。ただいま議題となっています議案第 13 号は総務産業常任委員会に付託することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 13 号は総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第 16、議案第 14 号、辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第 14 号、辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。この条例は、消防団員等の損害補償の額や内容について定めており、具体的な内容は、一般職の職員の給与に関する法律や一般職の地方公務員の補償制度を参考に定められております。令和 7 年 12 月に俸給月額が改定され、また、扶養手当の規定に係る経過措置が令和 8 年 3 月末日をもって終了することから、これらに準じて本条例の補償基準額と扶養に係る補償基準額の加算額について改正を行うものであります。新旧対照表で説明を申し上げます。2 ページをご覧ください。第 5 条第 2 項第 2 号で規定する消防作業従事者等の損害補償基礎額の最低額を 1 万円に、最高額を 1 万 5,000 円に改定するものであります。なおここでいう消防作業従事者とは、消防吏員や消防団員以外の者であって、消防活動に従事した者をい

います。3 ページをご覧ください。第 5 条第 2 項第 3 号で規定します扶養に係る補償基礎額の加算額を改定するものであります。4 ページをご覧ください。消防団員の補償基礎額はこちらの別表に定められており、その金額を改定するものでございます。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

議案第 14 号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございまして、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。ただいま議題となっています議案第 14 号は総務産業常任委員会に付託することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 14 号は総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第 17、議案第 15 号、辰野町営バス設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第 15 号、辰野町営バス設置条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。町営バス飯沼線につきましては、住民の移動手段の確保及び地域交通の維持を目的として、令和 6 年 10 月より試行運転を実施してまいりました。試行期間中における利用状況等を検証した結果、一定程度の利用者を確保したことから、ここで本格運行へ移行するものであります。合わせて川島線についても、より多くの町民に利用していただけるように運賃体系の見直しを行い、利用促進を図るために改正を行うものです。今後も、町民の皆様の安定的な移動手段を確保し、持続可能な地域公共交通として一層の充実を図っていきたいと考えております。この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行いたします。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

議案第 15 号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございまして、

総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。ただいま議題となっています議案第 15 号は、総務産業常任委員会に付託することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 15 号は総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第 18、議案第 16 号、辰野町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 16 号、辰野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。財産管理金融機関の変更により、本条例を改正するものです。令和 8 年 1 月 1 日に、財産管理金融機関である八十二銀行が長野銀行と合併し、名称が八十二長野銀行へ変更となったため、第 12 条の財産管理金融機関の名称を変更するものです。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第 16 号、辰野町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 16 号は原案のとおり可決されました。日程第 19、議案第 17 号、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 17 号、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。子ども・子育て支援法の改正により、現在の国保税の区分である医療給付費分、後期高齢者医療支援金分、介護納付金分の 3 つに子ども・子育て支援納付金分が追加されること及び県内の国保税率を令和 9 年度に統一することを目指した取り組みに合わせて、町の国保税率を改正することに伴う改正です。新旧対照表で説明申し上げます。1 ページをご覧ください。第 2 条第 1 項は、国保税の各区分の定義を定めるものです。第 1 号に子ども・子育て支援納付金分の記載を加えるものとなります。2 ページをご覧ください。第 4 号として新設される子ども・子育て支援納付金分について規定しています。第 2 条第 2 項から第 4 項は、各区分の税額の定義と課税限度額を定めています。第 5 項として、子ども・子育て支援納付金分及び 18 歳以上子ども・子育て支援納付金分の税額の定義と課税限度額を規定するものであります。19 ページをご覧ください。子ども・子育て支援納付金は、子育て支援事業の財源とするという性格上、子育て世代の負担とならないよう、18 歳未満には課さないとされています。第 23 条第 4 項として、その規定を示しています。4 ページにお戻りください。現行の国保税率は、医療給付費分、後期高齢者医療支援金分、介護納付金分の 3 つの区分があり、それぞれが所得割額、資産割額、均等割額及び平等割額の 4 つの項目にわかれており、国保税率の統一では資産割額を廃止することになっています。現行の第 4 条は、医療給付費分の資産割額を規定したものですのでこれを削るものであります。5 ページをご覧ください。現行の第 7 条は、後期高齢者支援金等課税額の資産割額を規定したものですので、同じくこれを削るものであります。また、2 ページから 16 ページにわたって、税率改正による具体的な金額や割合の変更を行っております。特定世帯及び特定継続世帯、所得基準による軽減を受けている世帯の場合の金額等も示されており、これらを引き上げ県が示す標準保険税率に近づけるものであります。以上、ご提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

議案第 17 号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。ただいま議題となっています議案第 17 号は、福祉教育常任委員会に付託することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 17 号は、福祉教育常任委員会に付託することに決しました。日程第 20、議案第 18 号、辰野町子育て支援センターつどいの広場設置条例の一部を改正する条例について、日程第 21、議案第 19 号、辰野町使用料条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○子育て応援課長

議案第 18 号及び第 19 号は、いずれも子育て支援センターの移転に伴う関連条例の改正でございますので、併せてご説明申し上げます。はじめに議案第 18 号辰野町子育て支援センターつどいの広場設置条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。辰野町子育て支援センターつどいの広場を辰野町高齢者能力活用センターへ移転するため、関係条例の一部を改正するものです。改正の内容は第 3 条つどいの広場の名称及び位置につきましては、施設の移転に伴い移転先において継続して運営を行うため、表中の位置を改める改正を行うものでございます。施行日は令和 8 年 4 月 1 日からです。続きまして、議案第 19 号、辰野町使用料条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。辰野町子育て支援センターつどいの広場の移転に伴い、現行の高齢者能力活用センター内のふれあいホールの用途を変更するため、所要の改正を行うものです。主な改正内容としましては、現在、日帰り入浴の休憩場所として利用されているふれあいホールについて、子育て支援施設としての活用に切り替えることから、条例別表中の当該施設に関する表記を削り、実態に即した新たな表に改めるものでございます。施行日は令和 8 年 4 月 1 日からです。以上それぞれの議案について、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

議案第 18 号、議案第 19 号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございまして、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。ただいま議題となっています議案第 18 号及び議案第 19 号は、福祉教育常任委員会に付託することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 18 号及び議案第 19 号は、福祉教育常任委員会に付託することに決しました。日程第 22、議案第 20 号、辰野町林野火入れに関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○産業振興課長

議案第 20 号、辰野町林野火入れに関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。上伊那広域連合火災予防条例の一部改正により、林野火災に関する注意報が発令された際には、注意報が解除になるまでの間、広域連合の区域これは上伊那広域連合規約第 3 条に規定される区域でありまして、上伊那 8 市町村となります。この区域での火の使用制限が新たに制定されたため、辰野町林野火入れに関する条例を一部改正するものであります。新旧対照表をご覧いただきたいと思います。主な改正内容といたしましては、第 14 条第 1 項及び第 2 項中の異常乾燥注意報を乾燥注意報に改め、林野火災に関する注意報を加えるものであります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 20 号、辰野町林野火入れに関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 20 号は原案のとおり可決されました。日程第 23、議案第 21 号、令和 7 年度辰野町一般会計補正予算（第 12 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

令和 7 年度辰野町一般会計補正予算（第 12 号）を提案するにあたりまして提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、年度末を控え事業費確定による国県支出金等の変更及び不用額の調整や、減債基金積立金、身体障害者等支援事業、施設型給付費負担金等を追加するものであります。補正総額は 1 億 6,439 万 7,000 円の追加で、予算総額は 111 億 5,182 万 8,000 円となる補正予算であります。以下、その概要を申し上げますと、歳入につきましては、地方交付税、国庫支出金、県支出金、繰越金、町債の追加、繰入金、諸収入の減額であります。歳出につきましては総務費では、郵送料、普通交付税で追加交付された臨時財政対策債償還基金費の減災基金への積立金、空き家改修費等補助金、令和 6 年度出産・子育て応援交付金等の過年度国県支出金の確定による町税等過誤納還付金、防災行政無線 VoIP 装置故障による修繕料等の追加であります。民生費では上伊那広域連合負担金、生活支援センターのトイレ等修繕、身体障害者等支援事業に係る扶助費、介護保険特別会計繰出金、施設型給付費負担金、子育て支援センター移転に伴う工事費用等の追加であります。衛生費ではこどもインフルエンザ任意予防接種助成金、後期高齢者医療保険加入者人間ドック補助金等の追加、郵送料、浄化槽整備事業補助金、肺がん検診業務委託料等の減額であります。農林水産業費で職員給料の追加と森林整備委託料、松林保護樹林帯造成事業補助金等の減額、農地利用最適化交付金の確定による財源組替であります。土木費では、職員給料、町道等補修材料、県事業である唐木沢の急傾斜地崩落対策事業に係る町負担金の追加と、大沢川河川改修工事等の減額であります。教育費は一時預かり事業補助金、故障した南学童クラブストーブ及び旧川島小学校警備システムの修繕、報酬単価の変更による学校医報酬、両小野中学校組合負担金、羽場城館跡測量業務委託料等の追加、教職員住宅地代の減額また地域創造共同巡回展助成金の決定による財源組替であります。地方債補正はこども・子育て支援事業債及び防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債の追加と町単農業施設災害復旧事業債の変更であります。以上のとおり補正予算の概要を申し上げましたが、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第 24、議案第 22 号、令和 7 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 22 号、令和 7 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の提案理由を申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 429 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18 億 2,585 万 8,000 円とするものです。内容につきまして、6 ページをご覧ください。歳入です。国庫支出金について、子ども・子育て支援金制度の導入に伴うシステム改修等事業により、子ども・子育て支援金事業費補助金を 508 万 9,000 円増額するものです。また、繰入金の基金繰入金を、本補正の歳入歳出の差引分 79 万 3,000 円減額するものです。続きまして 7 ページをご覧ください。歳出です。総務費について、情報センター負担金の増額により 429 万 6,000 円増額するものです。また、保険給付費について実績に応じて審査支払手数料を 10 万円増額、一般被保険者高額療養費を 10 万円減額するものです。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 22 号、令和 7 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 22 号は原案のとおり可決されました。日程第 25、議案第 23 号、令和 7 年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 23 号、令和 7 年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の提案理由を申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,161 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 714 万 7,000 円とするものです。内容につきまして、6 ページをご覧ください。歳入です。後期高齢者医療保険料を現年度分保険料納付金の増額により特別徴収保険料を 1,500 万円、普通徴収保険料を 500 万円増額するものです。また、繰越金を前年度繰越金の確定により、161 万 3,000 円増額するものです。続きまして、7 ページをご覧ください。歳出です。後期高齢者医療広域連合納付金を長野県後期高齢者医療広域連合の予算補正により 2,000 万円増額するものです。また、予備費を繰越金確定額の 161 万 3,000 円増額するものです。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 23 号、令和 7 年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 23 号は原案のとおり可決されました。日程第 26、議案第 24 号、令和 7 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第 24 号、令和 7 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）の提案理由を申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,626 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 22 億 9,157 万 3,000 円とするものです。内訳につきましては 6 ページをご覧ください。歳入では国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金につきましては、この後説明いたします歳出の保険給付費の増額に伴い、（国）社会保険診療報酬支払基金、県、町が負

担すべき金額を、それぞれの財源負担割合に応じて増額するものです。国庫補助金の介護保険事業費補助金につきましては、制度改正に伴うシステム改修費が国庫補助対象のため、37万4,000円増額するものです。7ページをご覧ください。繰入金の一般会計繰入金につきましては、歳出に計上しました総務費に要する費用の町負担分で、事務費繰入金を122万8,000円増額するものです。8ページをご覧ください。歳出では、総務費の一般管理費は、第三者行為損害賠償求償事務共同事業手数料を1万円の増額、賦課徴収費は、上伊那広域連合等負担金を98万円の増額、介護認定諸費は、上伊那広域連合への認定審査会共同設置負担金を61万2,000円増額するものです。保険給付費につきましては、介護サービス利用件数の増加に伴い、サービス給付費等諸費を1,900万円増額し、9ページの審査支払手数料は4万円増額とし、予備費を437万9,000円減額するものです。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第27、議案第25号、令和7年度通学路緊急対策交通安全事業町道8号線工事請負契約の変更についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第25号、令和7年度通学路緊急対策交通安全事業町道8号線工事請負契約の変更について変更内容を申し上げます。令和7年度通学路緊急対策交通安全事業町道8号線工事請負契約について変更が生じたため、議会の議決を求めるものでございます。契約金額について、5,797万円を301万4,000円増額し、6,098万4,000円に変更するものです。契約の目的、契約の方法及び契約の相手方については変更ありません。以上、変更内容を申し上げます。工事内容につきましては、建設水道課長から説明申し上げますので、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○建設水道課長

工事の変更内容についてご説明申し上げます。町道8号線の施工にあたり歩道掘削工事を実施したところ、民地側の巨石積み擁壁について基礎部分の根入れが浅いことが判明したことにより、完成後、歩道の安全性を確保するため地権者と協議を

行った結果、重力式擁壁に変更したことによる増額が主な変更内容でございます。
工事の変更内容につきましては以上のとおりです。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 25 号、令和 7 年度通学路緊急対策交通安全事業町道 8 号線工事請負契約の変更についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 25 号は原案のとおり可決されました。日程第 29、議案第 26 号、辰野町第 6 次総合計画後期基本計画についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第 26 号、辰野町第 6 次総合計画後期基本計画について提案理由を申し上げます。辰野町第 6 次総合計画前期基本計画が令和 7 年度をもって計画期間を終えることから、引き続き令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間について、辰野町の総合的かつ計画的な行政運営を図るため、辰野町第 6 次総合計画後期基本計画を策定するため、辰野町議会の議決すべき事件を定める条例第 2 条の規定により別紙のとおり、辰野町第 6 次総合計画後期基本計画について議会の議決を求めるものでございます。計画の構成は、序論として町のプロフィールや計画の概要について、5 ページからの基本構想、12 ページからの後期基本計画となっております。基本構想につきましては、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年計画として策定したものであるため、大きな変更や修正はございません。引き続きまちの将来像である「一人ひとりの活躍がづくり出す 住み続けたいまち」の実現のため、来年度以降も取り組んでまいります。12 ページから始まる後期基本計画ですが、前期基本計画と比べて大きく改定した点は、第 3 期まち・ひと・しごと創生総合戦略との一体化です。国が示す「地方創生 2.0」基本構想に基づき、人口減少問題と地方経済の再構築に特化した計画となります。30 ページから 6 つの基本目標について、前期基本計画の評価及び令和 6 年

度に実施した町民意識調査の結果、辰野町基本構想審議会での審議、パブリックコメントの実施等をふまえ、現状と課題、施策の方向性、進捗管理指標、主な取組と各項目でまとめてあり、令和 8 年度から取り組む事業等の詳細となっております。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第 29、地方自治法第 180 条の規定による報告事項がありますのでお聞き取り願います。報告第 1 号、専決処分の報告について報告を求めます

○総務課長

地方自治法第 180 条の規定により、町が損害賠償の責めを負うものについて、専決処分を行ったので報告いたします。町の職員によるまた道路施設等による財物事故 2 件であります。1 件目は、令和 7 年 7 月 6 日町道 58 号線、沢底地積を鴻ノ田側方面へ走行中、町道が劣化し沈下した舗装を通過する際、沈下による突出していた空気弁確保のための蓋角に接触し、フロントバンパーを破損してしまったものであります。示談が成立し賠償金額 2 万 8,413 円を支払いました。専決日は令和 7 年 9 月 2 日であります。2 件目は令和 7 年 8 月 1 日、町の管理する土地の草刈り作業中、中央団地駐車場に駐車中の車のガラスに飛び石が当たり、車のドアガラスを損傷させたものであります。示談が成立し、賠償金額 8 万 4,208 円を支払いました。専決日は令和 7 年 9 月 11 日であります。本件 2 件の補償につきましては、全国町村会総合賠償補償保険にて処理をいたしました。以上報告いたします。

○議 長

ただいま報告がありましたが報告事項でありますので、特にここで聞いておきたいという点に限って質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定による報告事項がありますので、お聞き取り願います。報告第 2 号、令和 6 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について報告を求めます。

○学校支援課長

報告第2号、令和6年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書についてご報告申し上げます。評価報告書の1ページ、(1) 目的をご覧ください。地方公共行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならないとされております。令和6年度の辰野町教育委員会の事務事業につきまして、教育委員会担当者による自己点検と評価委員による外部評価が完了しましたので、その結果を報告書として提出するものでございます。1ページ(2) 以降をご覧ください。(2) 評価は、辰野町第6次総合計画前期基本計画の主要施策に挙げた事務事業を対象に行っております。(3) 評価の方法は、令和6年度の実績と成果に基づき、事業の進捗に対する総合的な評価、事業の継続性、協働共創の観点で、事務事業担当者が自己点検し、評価委員による評価を受けてございます。(4)(5) 評価委員として根橋久人氏、桑澤英明氏のお二人にお願いし、評価委員会を2回開催してございます。2ページをご覧ください。対象としました事務事業評価の一覧表です。辰野町第6次総合計画前期基本計画の主要施策に挙げた26の事務事業と、教育委員会独自の取り組みとして、少子化に対応した辰野町の小・中学校あり方の検討を加えた27の事務事業を評価し、今後の方向性を見い出しております。3ページをご覧ください。評価委員による評価結果の全般事項でございます。1. 実績と成果としまして、令和6年度につきましては、きめ細やかな配慮と工夫をしながら事業が計画どおりに推進されている。小中学校に対する支援は常に学校現場と児童生徒の立場に立つことを基本に、必要な施策が適時適切に行われている。子どもの個性を尊重した教育は、保護者の子育て、子どもの不安や悩みに応じられる体制が築かれている。学校など教育施設の整備は優先順位をつけ、きめ細やかな対応を行い安全な環境整備に取り組んでいる。学びの支援教室「たつのこ学舎」は、早い段階での支援が必要な児童生徒に寄り添い、不登校が出ない状況をつくり出している。学びの支援教室「わたげ」は登校しづらい児童生徒に寄り添った支援を行っている。生涯学習に関しまして、公民館分館活動、スポーツ振興を通じて町民のニーズを的確に捉え、講座が開かれ受講者が増えている。特に辰野町共同研究会による地域研修は、町民のニーズを捉えた事業で好評であった。美術館の企画展や共同作家展は、アイディアに富ん

だ内容であり、入館者数は 45 年ぶりに 1 万人を超え大きな成果を上げている。図書館においても、来館者の増加を目指した各種の取り組みが行われたとの評価をいただいております。一方 2. 課題と今後の方向性として、学校、町民会館、文化施設、スポーツ施設等の老朽化に伴い、大規模改修等には多額な費用がかかり大変であるが、引き続き各施設の環境整備に取り組むこと。幼少の頃から身近にある本物の芸術文化に触れる機会を増やし、子どもたちの感性と本物を見る目を養うこと。郷土を愛する心の醸成を図ること。協働・共創による事業推進のため、関連する諸団体との連携や町民参加による視点で、事業内容や推進方法をさらに工夫することなどのご助言をいただいております。4 ページ上の表は、自己点検の評価基準でございます。4 ページ下以降は、事務事業別に総合的な評価、事業の継続性、協働・共創の観点で行った自己点検結果と令和 6 年度に取り組んだ内容及び成果を表にまとめ、これらに対する評価委員による評価を外部評価として記載してございますので、またご覧いただければと思います。報告は以上です。

○議 長

ただいま報告がありましたが、報告事項でありますので、特にここで聞いておきたいという点に限って質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。日程第 30、請願陳情についてを議題といたします。請願陳情につきましてはあらかじめその写し及び文書表を配付してあります。ここで事務局長に文書表を朗読いたさせます。

○議会事務局長

(文書表朗読)

○議 長

陳情第 1 号は取り扱い基準に沿って文書配付といたします。陳情第 2 号は、総務産業常任委員会、陳情第 3 号及び陳情第 4 号は福祉教育常任委員会へ付託することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって文書表のとおり両常任委員会へ付託することに決

しました。以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。よって本日の会議は散会といたします。大変ご苦労さまでした。

11. 散会の時期

3月2日 午前 11時 19分 散会